

介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(指導及び監査の目的)

第1条 指導及び監査は、介護保険法(平成9年法律第123号)に定める介護保険サービス事業者及び介護保険施設(以下「事業者等」という。)が法令、通知等を遵守し、適正な事業運営を実施しているか否かを個別に明らかにし、当該事業者等の適正かつ円滑な事業運営を確保することを目的とする。

(指導及び監査の対象)

第2条 指導及び監査の対象は、次のとおりとする。

- 1 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者
- 2 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者
- 3 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設の設置者

(指導及び監査の類型)

第3条 指導及び監査は、これを分けて実施する。

- 1 指導は、実施計画に基づき事業者等の事業運営全般について行う。
- 2 監査は、通報、苦情等に基づく情報及び運営指導の結果を踏まえ、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に行う。

(実施計画等)

第4条 指導及び監査の実施計画等は、次のとおりとする。

- 1 実施計画の作成
実施計画は、毎年度当初に、国の指導方針並びに過去の指導及び監査結果等を総合的に考慮して作成する。
- 2 実施期間
毎年4月から翌年3月までとする。
- 3 実施方法
 - (1) 指導は、次の方法により実施する。
 - ア 集団指導(事業者等を一定の場所に集めて講習等の方式で行う。)
 - イ 運営指導(事業者等の事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、必要に応じて県関係部局、市町村、国及び他都道府県(以下「関係行政機関等」という。))と合同で行う。)
 - (2) 監査は、次の方法により実施する。
報告の徴収又は実地監査(事業者等の事業所において実地検査を行う。なお、必要に応じて関係行政機関等(国を除く。))と合同で行う。)

4 指導及び監査対象の選定

(1) 指導対象事業者等の選定基準は、次のとおりとする。

ア 集団指導

講習会等での指導内容に応じて選定する。

イ 運営指導

(ア) 毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、事業者等を選定する。

(イ) 市町村(保険者)及び国民健康保険団体連合会からの情報提供により指導が必要と認められる事業者等を選定する。

(ウ) 上記にかかわらず、特に運営指導が必要と認められる事業者等を選定する。

(2) 監査対象事業者等の選定基準は、次のとおりとする。

監査は、次の情報を踏まえて指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 国民健康保険団体連合会及び保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者情報

カ 介護保険法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

キ 運営指導における指定基準違反等及び人格尊重義務違反の情報

ク 業務管理体制の不適正な整備・運用状況に関する情報

(指導及び監査の実施)

第5条 指導及び監査の実施については、次のとおりとする。

1 実施通知

(1) 指導及び監査実施通知

指導及び監査の実施にあたっては、期日、場所、担当職員数、準備すべき資料等必要事項を事前に指導及び監査対象事業者等の代表者へ通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められるなど必要と判断した場合は、指導開始時に通知を行うものとする。

(2) 関係資料の収集

原則として指導及び監査の実施にあたっては、事前に関係資料を提出させる。

2 実施上の留意事項

(1) 趣旨説明

担当職員は、指導及び監査の実施に際して、指導及び監査対象事業者等の代表者並びに関係職員に対して、指導及び監査への理解と協力を得るため、あらかじめその趣旨等を説明する。

(2) 心構え

指導及び監査は、公正不偏かつ親切丁寧を旨とし、指導援助的態度で実施し、直接の担当者からの聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、自発的協力が得られるよう努力する。

(3) 講評及び改善事項の指示

指導及び監査終了後、代表者に対して講評を行い、改善が必要な事項を指示するとともに問題点を理解させ、その対応を促し、併せて指導及び監査対象側からの意見要望等を聴取する。

(4) 関係行政機関等職員の立会

指導及び監査の実施に際して、必要に応じて関係行政機関等（監査の場合は国を除く。）へ立会を求める。

(5) 関係行政機関等への照会等

指導及び監査の実施に際して、必要に応じて関係行政機関等（監査の場合は国を除く。）へ必要な事項の照会及び調査を行う。

(指導から監査への変更)

第6条 運営指導中に次に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- 1 都道府県知事及び市町村長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 2 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 3 不正の手段による指定等を受けているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 4 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(指導及び監査後の措置)

第7条 指導及び監査後の措置については、次のとおりとする。

1 復命

担当職員は、指導及び監査終了後直ちにその結果について検討し、問題点を明確にした上で上司に復命をする。

2 改善指示事項の確認

改善を指示した事項については、是正報告書等を提出させ、その改善状況を確認する。

3 行政上の措置

監査の結果、事業者等が法令、通知等を遵守せず、不適正な事業運営を行っているとして認められるときは、「介護保険法に基づく行政指導及び行政処分に関する取扱い要領」（平成19年2月1日施行）に定めるところにより「業務改善勧告」、「業

務改善命令」、「指定（許可）の全部又はその一部の効力の停止」及び「指定（許可）の取消」の処分を行う。

（その他）

第8条 その他指導及び監査に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。